

平成21年度福島町議会定例会 11月第2回会議議案説明資料

議案第31号関係 平成21年度福島町一般会計補正予算（第7号） （福島町子育て応援特別手当について）……………	P 1
--	-----

福島町

議案第31号関係

平成21年度福島町一般会計補正予算(第7号) (福島町子育て応援特別手当について)

1. 子育て応援特別手当の支給について

本手当については、国の経済対策の一環として幼児期の子育ての負担を軽減するために創設されたものであります。

このことを受け、当町においても支給すべく今年度の定例会9月会議において予算を補正計上し、議決をいただいているところであります。

その後、衆議院議員選挙の結果、民主党による政権交代が行われ、本手当の支給については取り止めすることとなりました。

しかし、昨今の町内の経済情勢の厳しい状況等を勘案し、また、支給対象世帯における期待も大きいものがあると考えますと、町単独での支給が望ましいものと判断し、予算の組み替えをするものであります。

2. 支給対象者及び支給額について

手当は、平成15年4月2日から平成18年4月1日までの間に生まれた児童を対象とし、支給対象児童の属する世帯主に対して支給します。

- (1) 対象児童数 84人
- (2) 対象世帯 77世帯
- (3) 支給額 対象児童一人につき 36,000円
(36,000円×84人=3,024,000円)

3. 支給対象とする基準日

平成21年11月1日現在、町内に住所を有する児童を対象とします。

4. 申請期間

平成21年11月16日から平成22年3月31日まで

5. 財源措置について

単位：千円

区分	9月補正	11月補正	増減	摘要
国庫支出金	3,868	0	-3,868	手当・事務費交付金
一般財源	5	3,024	3,019	手当分(事務費は0円)
事業費計	3,873	3,024	-849	

★一般財源は、9月補正一般財源を差し引いた3,019千円を追加するものです。

6. 実施要綱 別紙のとおり

福島町子育て応援特別手当給付事業実施要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、現下の厳しい経済情勢において、幼児教育期の子育て負担に対する配慮として世帯主に支給される子育て応援特別手当（以下「特別手当」という。）を給付することに関し、必要な事項を定める。

(支給対象児童)

第2条 特別手当の支給対象となる子は、平成15年4月2日から平成18年4月1日までの間に生まれた子であって、次の各号のいずれかに該当する子を支給対象とする。

(1) 住民基本台帳に記録されていること。

(2) 外国人登録原票に登録されている者のうち次に掲げる者に該当すること。

ア 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者

イ 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に定める在留資格を有して在留する者（出生等により在留資格を有することなく在留することができる者を含み、不法滞在者及び短期滞在の在留資格で在留する者を除く。）

2 前項の特別手当支給基礎児童には、世帯は異なるが世帯に属する者が扶養していることがあきらかな子等を含むものとする。

(支給対象者)

第3条 支給対象となる者は、基準日において前条に定める支給対象児童の属する世帯の世帯主であって、次の各号に該当する者とする。

(1) 福島町の住民基本台帳に記録されていること。

(2) 外国人登録原票に登録されている者のうち次に掲げる者に該当すること。

ア 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者

イ 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に定める在留資格を有して在留する者（出生等により在留資格を有することなく在留することができる者を含み、不法滞在者及び短期滞在の在留資格で在留する者を除く。）

(基準日)

第4条 基準日は、平成21年11月1日とする。

(支給金額)

第5条 特別手当の支給金額は、第2条に定める支給対象児童1人につき3万6千円を支給するものとする。

(申請及び決定)

第6条 特別手当の支給を受けようとする者は、平成21年11月16日から平成22年3月31日までに（ただし、郵送による場合は3月31日消印有効。）福島町子育て応援特別手当申請書（別記様式第1号）を町長に提出しなければならない。ただし、提出の際には、運転免許証、住民基本台帳カード、保険証その他本人であることを証する書類を提示するものとし、代理申請における代理人についても同様とする。

- 2 町長は、前項の申請があったときは、住民基本台帳等の公簿で確認するとともに、世帯が異なる子を扶養している場合等公簿で確認できない場合は、保険証その他扶養の事実を確認できる書類の提出を求め、速やかに可否を決定するものとする。
- 3 町長は、前項の審査により可否を決定したときは福島町子育て応援特別手当決定通知書（別記様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（支給方法）

第7条 支給方法は、原則として口座振り込みにより支給するものとする。ただし、口座振り込みによりがたい事情があると認めたものについては、福島町役場窓口において支給できるものとする。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、公布の日から施行し、平成21年11月1日から適用する。
- 2 この要綱は、平成22年3月31日限り、その効力を失う。

議案第 3 1 号関係

平成 2 1 年度福島町一般会計補正予算(第 7 号)
(福島町子育て応援特別手当について)

子育て応援特別手当の経過について

■【平成 21 年 8 月 12 日】

渡島保健福祉事務所保健福祉部長から、子育て応援特別手当（平成 21 年度版）が、平成 21 年 8 月 4 日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知により支給が行われる旨の通知あり。

■【平成 21 年 8 月 20 日】

渡島保健福祉事務所保健福祉部子ども・保健推進課から、本庁からの連絡で、同手当交付申請書の提出期限が 10 月 31 日の予定であることから、期限内申請の準備を進めるよう通知あり。

■【平成 21 年 9 月 15 日】

平成 21 年度福島町議会定例会 9 月会議に予算補正を提案。

■【平成 21 年 10 月 16 日】

渡島保健福祉事務所長から、平成 21 年 10 月 15 日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知により、同手当の執行停止が決定した旨の通知あり。

■【平成 21 年 10 月 21 日】

渡島保健福祉事務所保健福祉部子ども・保健推進課から、厚生労働省より、DV（家庭内・家族内暴力）等事前申請者に対するお詫び状のひな型の送付が届いたことから、事前申請書が提出された市町村においては、送付状の例（厚生労働大臣から支給対象者宛）により申請者宛の文書を作成のうえ、事前申請書の返却をお願いするよう通知あり。・・・当町は該当者なしにつき通知せず。

■【平成 21 年 11 月 6 日】

平成 21 年度 11 月会議の町長冒頭挨拶で、経済情勢が厳しい中、同手当の町単独支給について理解願いたい旨を言及。

■【平成 21 年 11 月 13 日】

子育て応援特別手当支給対象者へ町独自支給のお知らせと申請書様式を送付。

■【平成 21 年 11 月 26 日】

同手当の財源振替えを本議会に提案。